

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	上下水道局 下水道施設課 下水道管理グループ (0242-23-9507)	水洗便所改造資金融資あっせん制度	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2008033100054/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2008033100054/</a>	環境対策	利子補給	既設住宅の排水設備工事にかかる費用の融資あっせん。 ①融資限度額 100万円 ②便所以外の水回り改修工事にも利用可能 ③返済期間は最長80ヶ月 ④貸付利息は市が全額負担	1. 公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別生活排水事業の処理区域内の建物で、申請者が自ら居住する建物であること。 2. 新築住宅の工事は除く。 3. 便所及び台所・風呂場等の雑排水を同時に接続する工事であること。 4. 市税等を納期分まで完納していること。 5. 連帯保証人が1人必要。 6. 原則として、供用開始から3年以内に行う工事であること。 7. 暴力団員ではないこと。
会津若松市	健康福祉部 高齢福祉課 高齢者福祉グループ (0242-39-1291)	高齢者自立支援住宅改修助成事業	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2007080301018/#topic10">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2007080301018/#topic10</a>	バリアフリー化	補助金	在宅の高齢者が要介護状態になるのを防止するため、高齢者が居住する住宅等を改修する場合の工事費の助成  ・改修(手すり、段差解消)対象工事費限度額 20万円 ・助成額は対象工事費の9/10(ただし生活保護世帯は10/10)	介護保険で非該当と認定された65歳以上の方で、世帯の生計中心者の前年分の市町村税が非課税の方
会津若松市	観光商工部 商工課 中心市街地活性化グループ (0242-39-1252)	循環型地域経済活性化奨励金制度	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2010022600384/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2010022600384/</a>	住宅新築・取得	その他	会津若松市産材その他福島県産材を使用して、市に登録した特定の建築業者により市内に住宅を建築した建築主や特定の建築業者が建築した住宅を購入した方に対し、奨励金として建物にかかる固定資産税相当額を支給  ・建てた住宅の固定資産税3年分に相当する額。 総額50万円限度	木材の30%以上を市、県産材を使用した住宅の新築
会津若松市	市民部 環境生活課 環境グループ (0242-39-1221)	住宅用太陽光発電システム等設置補助金	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2007121100037/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2007121100037/</a>	省エネルギー化	補助金	「住宅用太陽光発電システム」と「住宅用蓄電池システム」または「電気自動車用充電設備(V2H)」を設置された方に対し、補助金を交付。 ※「住宅用太陽光発電システム」が既設の場合は、「住宅用蓄電池システム」または「電気自動車用充電設備(V2H)」単独での申請が可能。 ※同世帯に高校生以下の子どもがいる場合は、補助額合計で一般補助額を25%増額とする。  【一般補助額】 ・住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力(kW)の合計値×10,000円/kW ※上限額40,000円 ・住宅用蓄電池システム 蓄電池の蓄電容量(kWh)×8,000円 ※上限額40,000円 ・電気自動車用充電設備(V2H) 40,000円(定額)	【補助対象者】 1. 市内に住所を有している者。 2. 市内に存する自らの住宅等(住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地を含む)に対象システムを設置した者、または、自らの住居として市内に存する対象システム付き建売住宅を購入した者。 3. 各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。 4. 市税を完納していること。 5. 過去に本補助金を上限まで受けていないこと。 【住宅用太陽光発電システム】 1. 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること。※増設の場合、既設分と合計で10kW未満であること。 2. 会津若松市内にあり、現に居住している自らの住宅等に設置したものであること(建売住宅含む)。 3. 住居等に設置された太陽光発電設備により発電された電気が、受給地点となる住居において消費されるもの。 【住宅用蓄電池システム】 1. 国の補助事業の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているもの。 2. 住宅用蓄電池システムから供給される電力が、住居において消費されていること。 3. 未使用であること。 【電気自動車用充電設備(V2H)】 1. 国の補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているもの。 2. V2Hから供給される電力が、住居において消費されていること。 3. 未使用であること。

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	市民部 危機管理課 消防防災グループ (0242-39-1227)	空家等改修支援事業補助金	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2018061500016/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2018061500016/</a>	空き家	補助金	会津地域以外からの移住又は地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組のため、市内の空家を活用する事業について、必要とされる改修工事に係る費用の一部を助成 ・対象工事費の2分の1以内(限度額70万円) ※次のいずれかに該当する場合、最大30万円加算 ①申請者が新婚世帯の場合 ②申請者が子育て世帯の場合	【対象者】 次のいずれかに該当する者 ①当該空家等の所有者 ②①の相続人 ③当該空家等を借用する者で所有者と直接契約する者 【対象家屋】 次の全てに該当するもの ①市内に存する空家等であること ②同一敷地内において居住の実態が無いこと ③会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと ④申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から改修についての同意を得られていること
会津若松市	市民部 危機管理課 消防防災グループ (0242-39-1227)	空家等解体撤去支援事業補助金	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2023031600016/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2023031600016/</a>	空き家	補助金	市が定める老朽化した空家を解体する際に、必要な費用の一部を助成 ・対象工事費の5分の1以内(限度額30万円) ※次のいずれかに該当する場合、最大20万円加算 ①申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去後に新築する場合 ②解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合 (※5年以上の定住又は事業継続を行うこと)	【対象者】 次のいずれかに該当する者 ①当該空家等の所有者 ②①の相続人 ③①又は②から、当該空家等の解体撤去について同意を受けた者 【対象家屋】 次の全てに該当するもの ①市内に存する空家等であること ②同一敷地内において居住の実態が無いこと ③会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付を受けていないこと ④市が定める判定基準表に該当する空家等であること ※国土交通省「外観目視による住宅の不良判定の手引き」を準用 ⑤申請者のほかにも当該空家等の所有者や相続人がいる場合は、該当者全員から当該空家等の解体撤去についての同意を得られていること ⑥抵当権等が設定されていない空家等であること。ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家等の解体撤去について同意している場合は、この限りではない。
会津若松市	建設部 建築住宅課 建築指導グループ (0242-39-1307)	安全安心耐震促進事業(木造住宅耐震診断促進事業)	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2008072900066/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2008072900066/</a>	耐震化	その他	木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、耐震診断者を派遣して、耐震診断及び耐震改修計画の作成を実施 ・個人負担 7,500円	【対象となる住宅】 次に掲げる要件すべてに該当する住宅。 ①対象住宅の所有者が自ら居住する住宅(ただし、所有者が市税を滞納していないものに限る。) ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る。))を含む。) ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去に耐震診断等を受けていない住宅
会津若松市	建設部 建築住宅課 建築指導グループ (0242-39-1307)	木造住宅耐震改修支援事業	<a href="http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2016041800040/">http://www.city.aizuwakamatsu.fu.kushima.jp/docs/2016041800040/</a>	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対して、その経費の一部に対して補助金を交付 ①一般改修の場合 耐震改修工事費の4/5(最大120万円) ②段階改修(簡易改修及び部分改修)の場合 耐震改修工事費の4/5(最大72万円)	上記耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない住宅等
会津坂下町	政策財務課 移住定住推進係 移住定住推進係 (0242-84-1504)	会津坂下町住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp">https://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	住宅新築・取得	補助金	【補助金】補助基本額は住宅取得費の10分の1とし、上限を30万円。 【加算金】①申請者に配偶者がいる場合10万円 ②申請者又は配偶者の年齢が40歳未満の場合10万円 ③世帯員に子どもがいる場合10万円 ④町内の建築業者(個人を含む)が施工主の場合10万円 【県外からの移住者補助】 町補助金と同額を加算 【県外からの移住者加算】 町加算金①～③いずれかに該当する場合10万円 町加算金④に該当する場合10万円	【対象者】全てに該当する者 (1) 令和4年4月1日以降に住宅の取得に係る契約を締結すること。 (2) 補助対象住宅の所有者であること。 (3) 対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち居住者の持分を合計した割合が2分の1以上であること。 (4) 取得した住宅に居住する全員が町税等の未納がないこと。 (5) 取得した住宅に居住する全員が会津坂下町暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。 (6) 事業完了日の属する年度の翌年度から5年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。 (7) 中古住宅を購入する者にあつては、その住宅が申請者及び世帯員の3親等以内の者から購入した住宅でないこと。

※詳細については、各担当課の窓口に直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津坂下町	政策財務課 移住定住推進班 移住定住推進係 (0242-84-1504)	会津坂下町空き家改修等支援事業	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp">https://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	空き家	補助金	<p>【補助金】</p> <p>①空き家の改修等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内かつ最大1,500千円を上限度額。(二地域居住者にあつては最大800千円を上限度額。)</li> <li>ハウスクリーニング・残置物処分・庭木の剪定等</li> </ul> <p>対象経費の2分の1以内かつ最大300千円を上限度額。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家バンク加算10万円</li> <li>移住者39歳以下加算：10万円</li> <li>新婚世帯または子育て世帯へ加算10万円</li> <li>町内事業者利用加算：10万円</li> </ul> <p>②空き家の除却等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内かつ最大800千円を上限度額。</li> </ul> <p>③空き家の状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の2分の1以内かつ最大40千円を上限度額。</li> </ul>	<p>①空き家の改修等</p> <p>空き家の所有者又は賃貸借者である補助対象者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修及び清掃</p> <p>②空き家の除却等</p> <p>空き家の所有者自ら居住するために必要となる購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等</p> <p>③空き家の状況調査</p> <p>補助対象者が空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査</p> <p>【対象者外】①～③共通</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補助対象者又は同一世帯の者全員が町税等の未納があること。</li> <li>会津坂下町暴力団排除条例に規定する暴力団員等であること。</li> <li>取得した住宅に居住する全員が町税等の未納があること。</li> <li>5年間以上継続して補助対象住宅に定住しないこと。</li> <li>空き家を購入する者で3親等以内の者から購入した住宅であること。</li> </ol>
会津坂下町	政策財務課 移住定住推進班 移住定住推進係 (0242-84-1504)	会津坂下町結婚新生活応援事業	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp">https://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	住宅新築・取得	補助金	<p>【補助金】</p> <p>住居費、引越費用及びリフォーム費用を合計した額であり、夫婦の両方が29歳以下の世帯は60万円、夫婦の一方が29歳以上39歳以下の世帯は30万円が限度額。</p>	<p>【対象世帯】</p> <p>当該年1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦新婚世帯であり、次の各号のいずれにも該当する世帯。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>世帯の所得が500万円未満である世帯。また、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除。</li> <li>夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯</li> <li>対象となる住居が本町にある世帯</li> <li>申請時に夫婦の双方又は一方の住民票が対象となる住居にある世帯</li> <li>他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯</li> <li>町税等を滞納していない世帯</li> <li>この制度に基づく補助を受けたことがある者がいない世帯</li> <li>本事業の補助世帯に該当し、前年度の補助金の交付を受けた世帯であつて、補助限度額に交付を受けた補助金が達しなかった世帯</li> <li>補助金の申請を受けた日から5年間本町に定住すること。</li> </ol>
会津坂下町	生活課 福祉健康班 社会福祉係 (0242-84-1522)	日常生活用具給付事業 (住宅改修費給付事業)	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp">https://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	バリアフリー化	補助金	<p>【対象改修工事】</p> <p>手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修 限度額20万円</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民税課税世帯においては、基準額の原則1割負担</li> </ul>	<p>【対象者】</p> <p>町内に居住し、下肢3級以上、体幹3級以上、又は運動機能障害を有する障害等であつて障害程度等級3級以上の者(介護保険法により、住宅改修費の支給を受けられる者は除く)</p> <p>【対象住宅】障がい者等の身体状況、住宅状況等を勘案して町長が必要と認めるもの。</p>
会津坂下町	生活課 保険年金班 高齢者支援係 (0242-84-1513)	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給		バリアフリー化	補助金	<p>【対象改修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取り付け</li> <li>段差の解消</li> <li>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更</li> <li>引き戸等への扉の取替え</li> <li>洋式便器等への便器の取替え</li> <li>その他改修に付帯して必要となる改修</li> </ul> <p>【利用者負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修に要した費用額(限度額20万・自己負担1割～3割)</li> </ul>	<p>【対象者】</p> <p>要介護・要支援認定者</p>

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津坂下町	建設課 上下水道班 施設係 (0242-84-1531)	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<a href="https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/28/128.html">https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/28/128.html</a>	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その設置者に対し設置に要する費用（単独浄化槽又は汲み取り便槽を完全に撤去するために必要な工事費を含む）を助成する事業  【補助額】 ① 19.5万円～66.0万円 ② 撤去に要する費用の上乗せ補助あり	【対象住宅】 補助対象者は、次の地区を除いた地域において合併処理浄化槽を設置したものとする。 ① 公共下水道事業認可区域及び認可予定区域 ② 農業集落排水施設整備事業認可区域及び認可予定区域 (ただし、①、②の人か予定区域において、当該事業が当分の間見込まれない区域は条件付きで対象とする)
会津坂下町	建設課 都市土木班 土木建築係 (0242-84-1506)	木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.town.aizubange.fukushima.jp">http://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	耐震化	補助金	令和7年度に実施する木造住宅耐震診断者派遣事業の予約受付。 対象要件に該当する耐震診断希望者に対して、耐震診断者を派遣する。  【利用者負担】 ○ 耐震診断に係る自己負担額 7,500円	【対象住宅】 次の全ての要件を満たす住宅  ○ 町内に住所を有する所有者が自ら居住している。 ○ 昭和56年5月31日以前に工事着手された。 ○ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等により建てられた木造住宅で、3階建て以下である。 ○ 過去に耐震診断を受けていない。
会津坂下町	建設課 都市土木班 土木建築係 (0242-84-1506)	木造住宅耐震改修支援事業補助金	<a href="http://www.town.aizubange.fukushima.jp">http://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	耐震化	補助金	令和7年度に実施する木造住宅耐震改修事業の予約受付。  【補助額】 ○ 一般耐震改修補助： 補助対象経費に要する費用の1/2以内かつ100万円以内 ○ 簡易耐震改修工事： 補助対象経費に要する費用の1/2以内かつ60万円以内 ○ 部分耐震改修工事： 補助対象経費に要する費用の1/2以内かつ60万円以内	【補助対象住宅】 次の全ての要件を満たす住宅 ○ 町内の耐震診断を受けた木造住宅 ○ 所有者が自ら居住する専用または併用住宅で住宅の用に供する部分が延べ面積の1/2以上のもの ○ 対象住宅の着工が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法等により建築された地上階数が3以下のもの ○ 建築基準法及び他法令等に違反していないもの ○ 耐震基準を満たしていないもの ○ この要綱による補助金の交付を受けたことのないもの  【補助対象者】 ○ 対象住宅の所有者（対象住宅が共有である場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人をいう。）であること。 ○ 町税等及び各種使用料を滞納していないこと。
会津坂下町	建設課 都市土木班 土木建築係 (0242-84-1506)	空家等除却推進事業補助金	<a href="http://www.town.aizubange.fukushima.jp">http://www.town.aizubange.fukushima.jp</a>	空き家	補助金	平成7年度に実施する空家等の除却推進事業の予約受付 受付期間：R6.6.4（火）～R6.7.31（水）  【補助額】 1. 特定空家等 跡地利用制限なし 補助対象経費の2分の1かつ100万円以内 2. 不良住宅 跡地利用制限なし 補助対象経費の2分の1かつ100万円以内 3. 空家等 跡地利用として地域活性化のために10年間活用 補助対象経費の2分の1かつ100万円以内  令和6年度に実施する空家等の除却推進事業の予約受付 受付期間：R6.6.4（火）～ 予算の範囲内  【補助額】 ○ 空家等 跡地利用の制限なし 補助対象経費の2分の1かつ50万円以内	【補助対象者】 次のすべての要件を満たす方 ○ 空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている人または相続人等 ○ 町税その他使用料が滞納していない人 ○ 暴力団または暴力団員等でない人  【補助対象家】 次のすべての要件を満たす方 ○ 町内に存し、1年以上使用されていない ○ 居住に供されていた建築物である（小屋、倉庫、車庫等は対象外） ○ 個人が所有するもの ○ 敷地内及び隣接地に所有者等が使用している建築物がないこと ○ 共有者や相続人等がいる場合、該当者全員から同意を得ること  【補助対象工事】 次のすべての要件を満たす方 ○ 一般建設業の許可を受けたもの、再資源化等に関する法律の規定に登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事 ○ 補助金の交付決定通知後に着手された工事 ○ 交付申請をした年度内に完了する工事
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村若者定住促進事業補助金	<a href="https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/shoukougankou/teiju_2_2_2.html">https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/shoukougankou/teiju_2_2_2.html</a>	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ・基本額40万円 加算10万円（最大） ・基本額60万円 加算10万円（最大）	【対象者】 次の全ての該当する者。 ① 満45歳未満である者 ② 定住する目的で住宅に新築した、又は建売住宅を取得した者 ③ 地域習慣の理解に努め、積極的に地域活動へ寄与できる者 ④ 村税等を滞納していない者

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	新設水道給水工事費補助金		環境対策	補助金	【補助金】 水道給水工事費の1/2（上限50万円）	【対象者】 定住が確実に見込まれる者で新規に水道に加入するため配水施設から宅地まで水道給水工事を実施する世帯等の水道加入者であって、次のいずれにも該当する者 ①水道工事を申し込む時点において、既に自己水源をもって村内に住居を有し日常生活を営んでいる者、又は住居を目的として空き家を購入し日常生活を営もうとする者、若しくは新規に定住を目的として住宅等取得者で接続道路に配水施設が講じられてなく、一般家庭として新たに水道に加入するため配水施設から宅地まで水道給水工事を行った場合 ②①について村から承認を受け、その工事設計等について事前に会津若松市上下水道局の審査を受け、当該水道給水工事が完了し、その工事費について会津若松市指定給水装置工事業者に当該工事費用を全額支払いした者
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空き家解体事業補助金		空き家	補助金	【補助額】 補助対象経費の1/3以内の額（上限30万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①空き家の所有者。 ②市町村税等の滞納のない者。 ③当該空き家の解体に際し、他の制度による補助金の交付を受けない者  【対象空き家】 次の全てに該当する空き家。 ①個人が所有するもの ②利活用の見込みのないもの ③長期間放置することにより倒壊等のおそれのあるもの  【補助対象経費】 解体撤去工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①仮設トイレ等の設置費用 ②残置されていた一般廃棄物の処理費用
湯川村	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空き家改修事業補助金		空き家	補助金	【補助額】 補助対象経費の2/3以内の額（100万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①成年に達している者。 ②空き家を購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の者が購入したことにより住居する権利を得た者。 ③村内に住所を有しない者、又は村内に住所を有して1年を経過しない者。 ④5年以上定住する者。 ⑤市町村税等の滞納のない者  【補助対象経費】 改修工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①備品購入費 ②仮設トイレ等の設置費用
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村高齢者住宅改修支援事業		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の90/100の額（上限18万円）	【対象者】 次のいずれにも該当する者。 ①村長が住宅改修の必要を認める者 ②60歳以上の高齢者であって、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当所得制限限度額以下の者  【対象改修工事】 要介護（要支援）状態とならないように実施する改修であって、その種類は介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修工事

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村地域生活支援事業（住宅 改修費給付事業）		バリアフ リー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の給付に要した費用の額（上限20万円）	【対象者】 村内に住居し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する障害者等であって、障害程度等級3級以上の者  【対象改修工事】 次に掲げる居宅成果瑠動作補助用部の購入費及び改修工事費。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
湯川村	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村集会所等バリアフリー化 補助金		バリアフ リー化	補助金	【補助額】 総事業費の2/3以内の額（上限20万円）	【対象者】 行政区長  【対象者経費】 ①廊下等の手すりの設置に要する経費 ②集会所及びその進入経路の段差解消に要する経費 ③洋式トイレへの取替え等に要する経費 ④トイレスペースの改修に要する経費
湯川村	総務課 政策財務係 (0241-27-8800)	湯川村住宅用太陽光発電シス テム設置費補助金		省エネル ギー化	補助金	【補助額】 24,000円/kW（上限12万円）	【対象者】 自らが住居し、または住居しようとする湯川村内の住宅にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者  【対象システム】 住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りて連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kW未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。
柳津町	建設課 建設係 (0241-42-2117)	柳津町住まいづくり支援事業	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2024040200013/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2024040200013/</a>	その他	補助金	【補助額】 ・5万円以上の対象工事費（消費税含む）の2分の1 （補助金上限10万円、1,000円未満切捨て） ・補助金の交付は、同一住宅等及び同一人につき一回とする。	【対象となる工事】 ・本人が所有し居住している町内の住宅や車庫・蔵などで、改修工事や電気・給水排水設備工事、外構工事等で工事費用が5万円以上のもの。 【対象となる人】 ・町内に住所を有し、なおかつ申請者が改修工事を行う住宅の所有者でそこに住んでいること。 ・世帯において町税等の滞納の無いこと。 【施工業者の条件】 ・町内に本店・支店等の事業所を置く事業者又は、個人事業者が施工すること。
柳津町	建設課 上下水道係 (0241-42-2117)	合併処理浄化槽設置事業補助金		環境対策	補助金	○合併処理浄化槽の設置に要した費用を助成する。 ・5人槽382千円 6～7人槽532千円 8～10人槽732千円 単独処理浄化槽撤去90千円 くみ取り便槽撤去60千円	【補助の対象区域】 （1）公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、林業集落排水事業実施区域 （2）前号に掲げる事業実施区域以外の町全域
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	定住促進対策新築住宅補助金	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/</a>	住宅新築・ 取得	補助金	新築に要した費用の総額（土地の取得費、設計費、建築費及び外交工事費）に10分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、建築・外構工事を町外業者が請け負った場合は、建築費及び外構工事費に乘ずる割合を20分の1とする。（上限200万円）	【補助対象者】 以下の条件をすべて満たす方 ・新築した住宅の所有者であること。 ・新築した住宅に10年以上定住する意思があること。 ・交付対象者及び同居する世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録及び定住していること。 ・交付対象者及び同居する世帯員に、市町村税等の滞納がないこと。 ・1世帯に2人以上の交付対象者がある場合は、補助金の交付を申請することができる者は、そのうちの1人とする。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家改修支援事業補助金	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/</a>	空き家	補助金	(1) 町内の事業者が改修工事等を行う場合 補助対象事業に要した経費総額の1/2 (上限100万円、千円未満切り捨て) (2) 町外の事業者が改修工事等を行う場合 補助対象事業に要した経費総額の1/4 (上限100万円、千円未満切り捨て)	【補助対象者】 1. 定住を目的とする個人の場合は、補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する意思があること。 2. 定住を目的とする個人の場合は、市町村税等の滞納がないこと。 3. 利活用を目的とする事業者の場合は、補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始すること。 【補助対象事業】 1. 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修工事 2. 内装、外壁、屋根等の改修工事 3. 空き家本体、空き家内の造付家具、設備機器等の清掃で、空き家の改修に伴い行うもの 4. その他町長が必要と認めるもの
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家除却支援事業補助金	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/</a>	空き家	補助金	実際に工事に係る費用に5割を乗じた額とし、500,000円を上限とする。1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。 なお、補助の対象となる経費は、解体工事の工事費と解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費(家財・家具・機械・車両及び門扉の除却費等は含まない)となる。	【補助対象となる空き家】 ・現に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に使用される見込みがない住宅であって、除却後の跡地を地域の活性化のために地元行政区等へ10年以上無償貸与されるもの。 ・住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)第1条の規定に基づき、町長が住宅の不良度を判定し、その評点が100以上と判定された不良住宅。 【補助対象者】 1. 補助対象建築物の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書)に所有者として登録されている方。 2. 1に規定する者の相続人 3. 1、2に規定する者から補助対象となる空き家除却について、委任を受けた者(※委任状が必要)
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	空き家家財道具等処分費補助金	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2017091800028/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2017091800028/</a>	空き家	補助金	【補助対象経費】 ・当該物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費(ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処理業者に委託して家財を処分する場合における委託費等) 【補助額】 ・補助対象事業に要した費用総額の10/10(上限10万円、千円未満切り捨て)	【補助対象者】 以下の1~3のいずれかの要件を満たす方 1. 自ら所有する空き家を譲渡または貸借する意思がある方。 2. 所有者との契約により空き家を譲受けまたは借主となり、契約の日から3ヶ月を経過しない方。 3. 自ら所有する空き家の除却工事を行う方。 【補助対象物件】 以下の1~3のいずれかに該当する空き家 1. 所有者が当該補助金の交付後に譲渡または貸借する意思をもって家財道具等の処分・搬出を行う空き家。 2. 譲渡または貸借に係る契約が成立した空き家。 3. 除却工事に係る工事請負契約が成立した空き家。
柳津町	みらい創生課 みらい創生係 (0241-42-2447)	住宅用新エネルギーシステム設置費補助金	<a href="https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015021600069/">https://www.town.yanaizu.fukushima.jp/docs/2015021600069/</a>	省エネルギー化	補助金	【太陽光発電システム】 ・補助金額：6万円/KW (上限24万円) ※千円未満切捨て 【ベレットストーブ、薪ストーブ、薪ボイラー】 ・補助金額：設置費用に1/5を乗じて得た額 (上限10万円) ※千円未満切捨て	【補助対象者】 下記の要件をすべて満たす方 ・自らが居住し又は居住しようとする柳津町内の住宅(店舗等との併用住宅等を含みます。)に交付対象設備を設置する方。 ・町税等の未納がない方。 ・太陽光発電システムを設置する方は、電力会社と電力需給契約を締結する方。 ・令和7年3月7日までに工事を完了し、3月21日までに補助対象設備設置の実績報告ができる方。
柳津町	町民課 保健衛生係 (0241-42-2118)	住環境整備助成事業補助金		環境対策	補助金	【助成額】 整備に要した対象経費の3分の2以内とし、10万円を限度とする。	【助成の対象者】 「介護保険事業」、「柳津町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」の対象者及び「合併浄化槽設置事業」の補助対象者以外の者。 【助成の対象】 対象となる下水道整備は、下水道整備に伴う配管工事等・下水道整備に伴う住宅改修工事代金とする。

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町	町民課 住民福祉係 (0241-42-2118)	高齢者にやさしい住まいづくり 助成金		バリアフ リー化	補助金	【助成額】 改修に要した対象経費の10分の9以内とし、18万円を限度とする。	【助成の対象者】 ・町長が住宅改修の必要を認める者 ・60歳以上の高齢者（介護保険給付対象者を除く。）であってその生計中心者の所得が児童手当法（昭和46年法律第73号）の児童手当における児童手当所得制限限度以下の者。 【助成の対象となる改修】 ・対象となる改修は、要介護（要支援）状態とならないように実施する改修であって、その種類は介護保険法（平成9年法律第123号）第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修とする。
会津美里町	建設水道課 管理係 (0242-55-1181)	会津美里町空家等除却推進事業 補助金	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/4/1/2523.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/4/1/2523.html</a>	空き家	補助金	町内に空家等を所有している方に対し除却費用の一部を補助 ○補助対象空家 ・特定空家等 補助限度額 100万円 ・不良住宅 補助限度額 100万円 ・空家住宅等 補助限度額 50万円 ○上記空家の除却費 1/2 を補助する	【補助対象者】 空家等の所有者（法定相続人を含む） 【補助対象空家】 ・特定空家等…倒壊等の危険性・周辺の住環境に与える影響が高い空家で、町空家等対策本部会議にて認定された空家 ・不良住宅…屋根・外壁などが崩壊している空家で判定票にて建築士等が不良住宅と判断した空家 ・空家住宅等…損傷等が少なく利活用が見込める空家 【補助対象工事】・空家等を除却する工事 ※家財道具、門、塀、車両、立木等は補助対象外
会津美里町	建設水道課 管理係 (0242-55-1181)	木造住宅耐震改修支援事業補助 金		耐震化	補助金	耐震改修に係る工事費 一般耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額120万円 簡易耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額72万円 部分耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額72万円	昭和56年5月以前に着工した木造3階建以下の家屋で、福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）にて耐震基準を満たさないもの
会津美里町	建設水道課 管理係 (0242-55-1181)	安全安心耐震促進事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担 6,000円	町内の住宅の所有者であることほか
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	会津美里町水洗化改造工事費助 成金		環境対策	補助金	既設設備の水洗化改造工事費に対する助成 供用開始後1年目 工事費の12% 限度額 6万円 供用開始後2年目 工事費の10% 限度額 5万円 供用開始後3年目 工事費の6% 限度額 3万円	供用開始から3年以内に接続、使用開始されるものであることほか
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	水道未普及地域生活用水確保補 助金		その他	補助金	水源（井戸・沢水等）の新設及び改修 工事費等の10分の9以内 【最大450万円/世帯】 浄水器及び滅菌機の設置 設置費用の10分の9以内 【最大60万円/世帯】 水質検査（基礎的項目を年2回まで） 検査費用の3分の2以内	町の水道が整備されていない給水区域以外の地域に居住している方又は居住しようとする方・町税、使用料、分担金、負担金及び加入金を滞納していないことが証明できる方・年度内（3月31日まで）に、事業が完了して実績報告書を提出することができる方共同施設の整備についても同じ要件
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	会津美里町合併処理浄化槽設置 整備事業費補助金		環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置補助金 5人槽 390,000円以内 6人槽以上7人槽以下 474,000円以内 8人槽以上50人槽以下 660,000円以内 撤去費として便槽45,000円、単独処理浄化槽60,000円の上乗せ補助があります。	公共下水道及び農業集落排水事業区域外の合併処理浄化槽設置者であることほか
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	会津美里町公共下水道等接続促 進事業助成金（公共下水道事業 供用開始区域内）		環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	公共下水道事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便所）を対象に補助を行う。※新築・建替を除く。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	会津美里町公共下水道等接続促進事業助成金(農業集落排水事業供用開始区域内)		環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	農業集落排水事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭(合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便所)を対象に補助を行う。※新築・建替を除く。
会津美里町	建設水道課 上下水道係 (0242-55-1181)	会津美里町新設水道遠距離給水管敷設工事費補助金		その他	補助金	遠距離給水工事に係る工事費用の1/2以内の額とし、50万円を限度に補助金を交付する。	給水区域内において、水道管の布設が遠距離となる困難な地域に新規で遠距離給水工事を行う方を対象に補助を行う。(配水管の分岐地点から給水工事申込者の宅地内に設置する水道メーターまでの総延長が20メートルを超える給水工事)
会津美里町	政策財政課 移住定住促進係 (0242-55-1171)	会津美里町住宅取得支援事業補助金	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/5/5/2545.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/5/5/2545.html</a>	住宅新築・取得	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から町内の住宅(新築・中古)を取得した者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得費の1/2で最大100万円(補助基本額+加算額) 福島県の要件に該当する場合、最大100万円加算【補助基本額と加算額】 ・補助基本額:70万円 ・加算要件と加算額(各10万円) ①住宅取得の契約日において40歳未満の世帯(夫婦の場合はいずれかが40歳未満):10万円 ②世帯内の方が町内事業所に従事する場合:10万円 ③町内建築事業者が施工した住宅の場合:10万円福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の要件に該当する場合は、補助基本額と加算額がそれぞれ2倍になります。	【補助対象者】 ①～③全てに該当する方 ①平成30年4月1日以降に住宅取得の契約を締結し、移住する方 ②契約日の前日から1年間町内に住民登録がなく、住宅取得年度の翌年度から3年間取得した住宅に定住する方 ③世帯全員に町税等の滞納がなく、暴力団員等でない方 【対象対象経費】 住宅の取得費※土地取得費や外構工事費などは対象外 【その他】 福島県の加算を受けるには、県外からの移住者、住宅の面積要件、中古住宅の耐震診断の実施要件などがあります。 ※
会津美里町	政策財政課 移住定住促進係 (0242-55-1171)	吹上台分譲住宅地購入補助金交付事業	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/3/348.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/3/348.html</a>	住宅新築・取得	補助金	【補助基本額】 次の①、②のいずれか 限度額100万円 ①分譲住宅地契約に係る費用 限度額100万円 ②第三者に分譲住宅地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者からの購入取得に係る費用 限度額100万円 【加算額】 ①若年層世帯加算 50万円 世帯員に40歳未満の夫婦が居る世帯若しくは父又は母のいずれかが40歳未満である父子世帯及び母子世帯 ②子育て世帯加算 限度額30万円 義務教育9年までの子を養育している世帯。子1人につき10万円加算(最大3人まで)	平成30年4月1日以降に吹上台住宅団地土地売買契約を締結し、宅地を取得した所有者で、次の要件を満たす方 ①1人以上の扶養親族を有する方 ②市町村民税等の滞納がない方 ③取得した住宅に継続して10年以上居住する意思のある方
会津美里町	政策財政課 移住定住促進係 (0242-55-1171)	空き家改修補助金	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/2/1190.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/2/1190.html</a>	空き家	補助金	空き家の有効活用を図り、移住による地域の活性化を促進するため、住宅の改修に要する経費の一部を補助する。 【補助額】 工事費の1/2(上限50万円)	【対象物件】 空き家・空き地バンクに登録された住宅で、売買または賃貸の契約が成立したものの 【補助対象者】 ①購入または賃借する空き家・空き地バンク利用登録者 ②売買または賃貸する空き家・空き地バンク物件登録者 【対象工事等】 ①台所、トイレ、浴室または洗面所等の水回りの改修 ②屋根、外壁または内装等の改修 ③家財処分 【工事費】 対象工事の工事費が50万円以上のもの
会津美里町	政策財政課 移住定住促進係 (0242-55-1171)	若者定住住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/1/962.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1006/5/2/1/962.html</a>	住宅新築・取得	補助金	若者の定住促進を図るため、町内に住宅(新築・中古)を取得する若者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得の1/2以内で最大80万円(補助基本額+加算額) 【補助基本額と加算額】 ・補助基本額:70万円 ・加算要件と加算額 町内建築事業者が施工した住宅の場合:10万円	【補助対象者】 ①平成31年4月1日以降に住宅取得の契約を締結した方 ②町内に居住している40歳未満の方(夫婦の場合はいずれかが40歳未満) ③取得した住宅に10年以上居住意思がある方 【補助対象経費】 住宅の取得費 ※土地取得費や外構工事費などは対象外

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町	政策財政課 移住定住促進係 (0242-55-1171)	結婚新生活支援事業補助金	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/13/4054.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/13/4054.html</a>	住宅新築・取得	補助金	新婚世帯の新たな生活を経済的に支援するため、賃貸住宅の居住費用や引越費用、住宅のリフォーム費用を補助します。 【補助額】 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円	【補助対象者】 令和7年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦ともに39歳以下の世帯(所得額の要件あり) 【対象経費】 居住費(賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料、家賃)、引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用)、リフォーム費用(住宅のリフォーム費用)
会津美里町	産業振興課 商工観光係 (0242-55-1191)	活力ある商店街等支援事業	<a href="https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/shigoto_sangyo/2/2760.html">https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/shigoto_sangyo/2/2760.html</a>	その他	補助金	【家賃補助】 商店街などの空き店舗を活用し、魅力向上に寄与する場合の空き店舗賃借料に対して、福島県の活力ある商店街支援事業への上乗せ補助を行う ・中心市街地等 新規創業者 一般 1年目 5/12 4/12 2年目 3.5/12 3/12 3年目 2/12 2/12 限度額 1,500千円 1,200千円 ・その他地域 新規創業者 一般 1年目 3/12 3/12 2年目 2/12 2/12 3年目 1/12 1/12 限度額 900千円 900千円 【空き店舗改修】 空き店舗を活用し、営業するために必要最低限の改修及び設備に関する費用への補助を行う 補助率：改修及び設備費用の1/3以内 限度額：800,000円	【事業内容】 商店街の空き店舗を店舗、その他商店街の魅力向上に寄与する【事業実施団体】 商工会、街づくり会社、NPO
三島町	産業建設課 産業建設係 (0241-48-5566)	三島町木造住宅耐震改修支援事業実施要綱		耐震化	補助金	【補助額】 ・一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ1,000,000円以内の額。 ・簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額。 ・部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額。	【対象住宅】 ○住宅が三島町に存し、次の要件にすべて該当するもの。 ・所有者が自ら居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であるもの。 ・工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅。 ・平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 ・補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。 【対象経費】 耐震改修工事(耐震改修に伴い必要となる内外装工等を含む。以下同じ。)に要した費用とする。
三島町	産業建設課 産業建設係 (0241-48-5566)	三島町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱		耐震化	その他	建築士等を耐震診断者として派遣し住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図る。	【対象住宅】 ○耐震診断者の派遣対象となる住宅は、三島町に存し、次の要件すべてに該当するものとする。 ・所有者が自ら居住する住宅。 ・工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅。 ・過去にこの用鋼に基づく耐震診断等を受けていない住宅。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
三島町	地域政策課 地域政策係 (0241-48-5533)	三島町空き家・住宅取得改修費等補助金	<a href="https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/">https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/</a>	住宅新築・取得	補助金	<p>①空き家の取得・改修 (1) 移住・定住(移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修※5年以上の定住を伴う場合に限る) 【補助額】補助対象経費の2/3以内、上限100万円 (2) 地域活動促進(地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修※5年間の利活用計画が策定されている場合に限る) 【補助額】補助対象経費の2/3以内、上限100万円</p> <p>②住宅の新築(移住・定住に伴い、5年以上定住するための住宅の新築) 【補助額】補助対象経費の2/3以内、上限100万円(町内事業者を利用した場合 上限150万円)</p> <p>③住宅の改修(新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修) 【補助額】補助対象経費の2/3以内 上限100万円</p>	<p>【対象者】 ①空き家の所有者、空き家の借主、空き家所有者の相続人 ②住宅の施工主 ③住宅の所有者、住宅の相続人</p> <p>【対象住宅】 ①(1)移住・定住に伴う町内に存する空き家(5年以上の定住を伴う場合に限る) (2)地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家(5年間の利活用計画が策定されている場合に限る) ②移住・定住に伴い、5年以上定住するための住宅 ③新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅</p> <p>【対象経費】 工事請負費、住宅取得費用、調査設計費、家財処分費、ハウスクリーニング費※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した工事も対象外。</p>
三島町	地域政策課 地域政策係 (0241-48-5533)	三島町空き家等解体費補助金	<a href="https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/">https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/</a>	空き家	補助金	<p>利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体 【補助額】補助対象経費の2/3以内、上限75万円(ただし、物件が全壊程度と判断された場合、上限25万円)</p>	<p>【対象者】 ①空き家の所有者 ②空き家の所有者の相続人 ③委任者 (※町税、使用料等の滞納がない者)</p> <p>【対象住宅】 利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家</p> <p>【対象経費】 工事請負費、調査設計費、家財処分費※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した工事も対象外。</p>
三島町	地域政策課 地域政策係 (0241-48-5533)	三島町空き家家財処分費等補助金	<a href="https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/">https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/</a>	空き家	補助金	<p>三島町空き家・空き地バンクに登録する空き家等の家財処分及びハウスクリーニング費 【補助額】補助対象経費の2/3以内、上限15万円</p>	<p>【対象者】 ①空き家の所有者 ②空き家の所有者の相続人 (※町税、使用料等の滞納がない者)</p> <p>【対象住宅】 三島町空き家・空き地バンクに登録する空き家等</p> <p>【対象経費】 家財処分費、ハウスクリーニング費 ※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した分も対象外。</p>
金山町	企画課 企画係 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業(空き家改修)	<a href="https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juuutakutaisaku26.html">https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juuutakutaisaku26.html</a>	空き家	補助金	<p>補助対象額の3/4以内で1世帯につき1,500,000円を上限として補助を行う。</p> <p>【加算額】 ①若者加算 20万円 移住者の年齢が、補助を受ける年度の4月1日現在で16歳以上、40歳未満の者 ②新婚世帯又は子育て世帯加算 20万円 子育て世帯：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を1人以上扶養している世帯。ただし、扶養している子が小中学生の場合は、金山町立の小中学校に通学する児童・生徒、高校生の場合は、福島県立川口高等学校に通学する生徒に限る。 新婚世帯：婚姻の届出から5年以内の世帯(両者とも若者に限る)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家を購入、取得又は賃貸契約を締結し、改修に係る所有者からの承諾を得ている方。</li> <li>・対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方。</li> <li>・町内の事業者を利用できる方。</li> </ul>
金山町	企画課 企画係 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業(既存住宅改修)	<a href="https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juuutakutaisaku26.html">https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juuutakutaisaku26.html</a>	同居対応	補助金	<p>補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅の所有者で、世帯員の増加に伴う住宅の改修を行う方。</li> <li>・対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方。</li> <li>・町内の事業者を利用できる方。</li> </ul>

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
金山町	企画課 企画係 (0241-54-5203)	空き家・住宅対策支援事業（空き家解体）	<a href="https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jyuutakutaisaku26.html">https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jyuutakutaisaku26.html</a>	空き家	補助金	補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家となって3年以上経過した空き家の所有者又は相続人が町内業者にて解体する場合。</li> <li>・町内の事業者を利用できる方。</li> </ul>
金山町	企画課 企画係 (0241-54-5203)	住宅取得支援事業	<a href="https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jjyuutakusyutoku.html">https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jjyuutakusyutoku.html</a>	住宅新築・取得	補助金	補助基本額は、補助対象額の1/2以内で1世帯につき700,000円を上限とする。加算額は、年齢要件、就業要件、地域産業活性化要件により、各100,000円とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの移住のために、住宅を取得するもの。</li> </ul>
金山町	企画課 企画係 (0241-54-5203)	空き家家財道具等処分支援事業	<a href="https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jkazaisyobunn.html">https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-jkazaisyobunn.html</a>	空き家	補助金	補助対象額の10/10以内で1世帯につき20,000円を上限として補助を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金山町空き家バンクに登録された空き家の家財道具等の処分を行う方。</li> <li>・売買契約又は賃貸契約若しくは使用賃貸契約が成立した空き家の家財道具等を処分する方。</li> </ul>
昭和村	産業建設課 観光交流係 (0241-57-2124)	昭和村空き家改修援助金	<a href="https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/148/">https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/148/</a>	空き家	補助金	空き家の改修に要する経費2/3を補助し、100万円を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【補助対象者】・空き家バンク登録物件の所有者・空き家バンク登録物件の所有者から承諾を得た利用者・利用者によっては対象住宅に定住の意思(5年以上)がある方【補助対象経費】・物件の改修に係る経費、残存物の撤去に係る経費等</li> </ul>
昭和村	産業建設課 観光交流係 (0241-57-2124)	昭和村移住促進住宅取得支援事業補助金	<a href="https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/148/">https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/148/</a>	住宅新築・取得	補助金	住宅取得経費（土地取得経費や外構工事費を除く）の1/2以内で最大70万円を補助する。【補助基本額と加算額】・補助基本額 50万円・加算要件と加算額(1)若年世帯・子育て世帯である場合 10万円(2)村内就業した場合 10万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>【補助対象者】</li> <li>・県外に半年以上（住民登録）居住していた実績があり、県外住所を転出した日から5年以内に村内へ移住した方</li> <li>・取得した住宅に10年以上居住意思がある方【補助対象住宅】</li> <li>・新たに住宅の新築または売買に係る契約を締結し取得した住宅であること</li> </ul>
昭和村	総務課 総務係 (0241-57-2111)	空き家の除却・解体に要する経費の2/3を補助し、100万円を限度とする。		空き家	補助金	空き家の除却・解体に要する経費の2/3を補助し、100万円を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>【補助対象者】</li> <li>・村税等を滞納していないこと【補助対象住宅】</li> <li>・昭和村空家等対策協議会において特定空家と認定されたもの。</li> </ul>